

別紙資料の一覧

- 【資料1】 豊後大野市行政評価システムの概要
- 【資料2】 シートにおける各項目の説明
- 【資料3】 評価基準及び分析基準
- 【資料4】 部局別事務事業数及び事業規模集計表
- 【資料5】 事業の方向性（拡充・見直し・縮小・廃止）

【資料1】

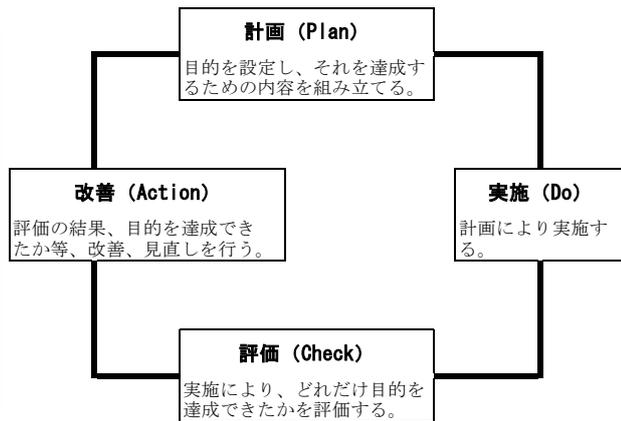
豊後大野市行政評価システムの概要

行政評価システムとは？

行政評価とは「政策、施策、事務事業について（事前、事中、事後を問わず）一定の基準、指標をもって妥当性、達成度や成果を判定するもの」（「H25年度地方公共団体における行政評価の取組状況：総務省」より）とされており、本市では「まちづくり基本条例第27条」に行政評価の実施が規定されています。

本市では行政評価として、政策、施策及び事業をPDCAサイクル（※右図参照）により推進し、行財政活動の目標の明確化、効果の数値化、費用対効果の分析を行い、その分析結果等を基に、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」等を実施することで、行政の効率化や住民サービスの向上を目指しています。

■PDCAサイクルのイメージ図



■本市における行政評価を通じたマネジメントサイクル（＝PDCAサイクル）

